尼崎市
子どものための
権利擁護委員会
活動報告書
【令和5年度実績】

令和6年(2024年)11月
尼崎市子どものための権利擁護委員会

目　次

はじめに　2

子どもの権利について　3

子どものための権利擁護委員会とは　4

令和5年度相談受付実績　5

令和5年度活動実績　7

令和5年度相談事例　9

みなさんへ伝えたいこと　11

1 はじめに

ごあいさつ

今年2024年は、国連で子どもの権利条約が採択されてから35年目、日本が同条約を批准してから30年目の節目の年です。･･･批准から30年も経っているのですね。この30年間を振り返って、「子どもの権利」という概念が、日本社会に浸透してきたと言えるのでしょうか。

子どもを巡る課題を語る言葉として、児童虐待、ヤングケアラー、子どもの貧困、いじめ、不登校、体罰、合理的配慮、LGBTQ などたくさんの言葉があふれています。これらの課題に対処するために、これまで、心ある大人たちは、いろいろな取り組みを展開してきました。昨年（2023年)、こども家庭庁が発足しこども基本法が施行されたことは、記憶に新しいところです。他方で、子ども支援をしている大人には、そのアプローチの仕方に課題はなかったでしょうか。

子ども支援に注力してきた人たちの中には、実は、当たり前のように知っている感覚というものがあるように思います。それは、子ども中心に考える、その子どもから見ると周囲はどのように見えるだろうか、という視点です。

この視点は、その子どもを、ひとりの人格として尊重するスタンスであり、子どもを人権享有の主体としてみるという立ち位置でもあると思われます。

子ども支援をする上では、このスタンスに依拠することが重要であると思っています。実は、このスタンスを突き詰めていくと、「支援」というより、「伴走」という感覚に近くなっていきます。子どもが感じていることや考えていることに関心をもち､その気持ちを引き出すためのアプローチが必要になってきます。そうでなければ、うまく「伴走」できませんから。このアプローチは、子どもの権利条約第12条に定められている「子どもが自分の気持ちや意見を聴かれる権利」（いわゆる、子どもの意見表明権）が行使されることをサポートするアプローチである、と言いかえることができます。

このように、子どもの意見表明権は、大人が子どもを支援する上でのアプローチの仕方の基本を示す概念であるのです。

「子どものために何かをしてあげる」ではなく、「子どもとともに考え、子どもがみずからの力で歩んでいくのをサポートする」というスタンスで、子ども支援をしませんか。私は、このような実践の積み重ねによって、子どもの権利保障が根付いた社会になっていくと信じています。

私たちの活動は、4年目になりました。私たちは、上記スタンスに基づき活動をしています。ここ尼崎がよりよい街に発展していくためには、将来の担い手である子どもたちがいきいきと過ごしていけるようサポートをする必要があります。私たちは、その一翼を担っているという自負のもと、引き続き活動をして参ります。

尼崎市子どものための権利擁護委員会
委員長 曽 我 智 史

＜委員名簿＞

	氏 名	職 種	委嘱期間
委 員 長	曽我 智史	弁護士･社会福祉士	令和3年4月1日～令和7年3月31日
副委員長	吉池 毅志	大学准教授･精神保健福祉士	令和4年10月1日～令和7年3月31日
委 員	古川 知子	大学教授･臨床心理士	令和6年4月1日～令和7年3月31日
専門委員	幾田 喜憲	元 小学校校長	令和3年4月1日～令和7年3月31日

2　子どもの権利について

条約全文

■　児童（子ども）の権利に関する条約

児童（子ども）の権利に関する条約は、子ども（18歳未満）を権利を持つ主体と位置付け、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。この条約には4つの原則があり、条約で定められた権利を考えるとき、常に合わせて考えることが大切です。この条約は、平成元年（1989年）の国連総会で採択され、平成2年（1990年）に発効し、日本は平成6年（1994年）に批准（※確認し、同意すること）しました。

４つの原則

差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます

子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます

命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます

意見を表明し参加できること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します

主な権利

生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること

育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

守られる権利

紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること

参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

■　尼崎市子どもの育ち支援条例

条例全文

児童（子ども）の権利に関する条約の精神にのっとり、次の基本理念のもと、子どもの人権を尊重することを基本とした尼崎市子どもの育ち支援条例を平成21年（2009年）に制定しました。

- 子どもにとっての最善の利益を考える
- 子どもの主体性をはぐくむ
- 大人が協力して子どもが健やかに育つ環境をつくる
- 福祉、保健、教育分野などが連携する

3　子どものための権利擁護委員会とは

■　設置の背景

体罰事案などの子どもの権利が著しく侵害される重大な事案が発生したことから、令和3年4月に尼崎市子どもの育ち支援条例を改正し、子どもの権利をしっかり守るための仕組みを作ることとしました。

■　位置付け

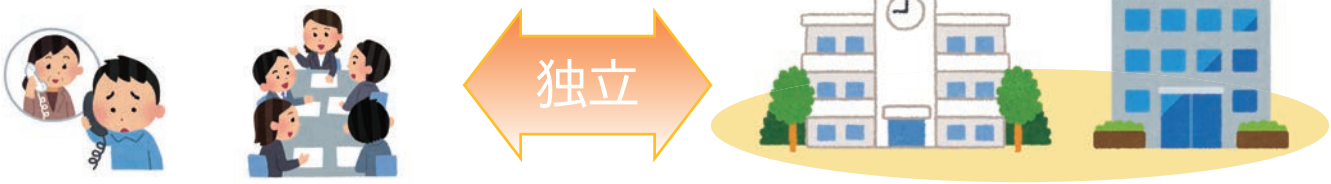

1　位置付け　尼崎市子どもの育ち支援条例第23条に基づき、子どもの人権擁護の事項に関して調査審議を行う独立性と専門性を有する機関

2　委員会の組織

委員	子どもの人権擁護について専門的な知識経験を有する者
専門委員	専門の事項を調査させるため専門的な知識経験を有する者
相 談 員	相談窓口における子どもの人権擁護に係る相談員

3　機能　①　調査・調整機能　②　提言機能　③　広報・研修機能

4　開設日　令和3年4月1日（※相談受付開始は令和3年7月1日から）

■　相談・救済の流れ

子ども・保護者など

相談・救済申立て

○子どもの話をしっかり聴きます

○子どもの意思や意見を尊重します

○子どもにとって一番いい解決策を一緒に考えます

調査・調整

・学校などの関係機関や関係者に対する調査を行います
・問題の解決に向けて、関係機関や関係者へ協力を依頼します
・子どものための権利擁護委員が必要に応じ子どもの代わりに子どもの気持ちや意見を伝えることもできます

解決・権利の救済

勧告・提言

問題を解決するため必要があれば、関係機関や関係者に対して対応や制度の改善を求めます

4　令和５年度相談受付実績

グラフ１　相談件数

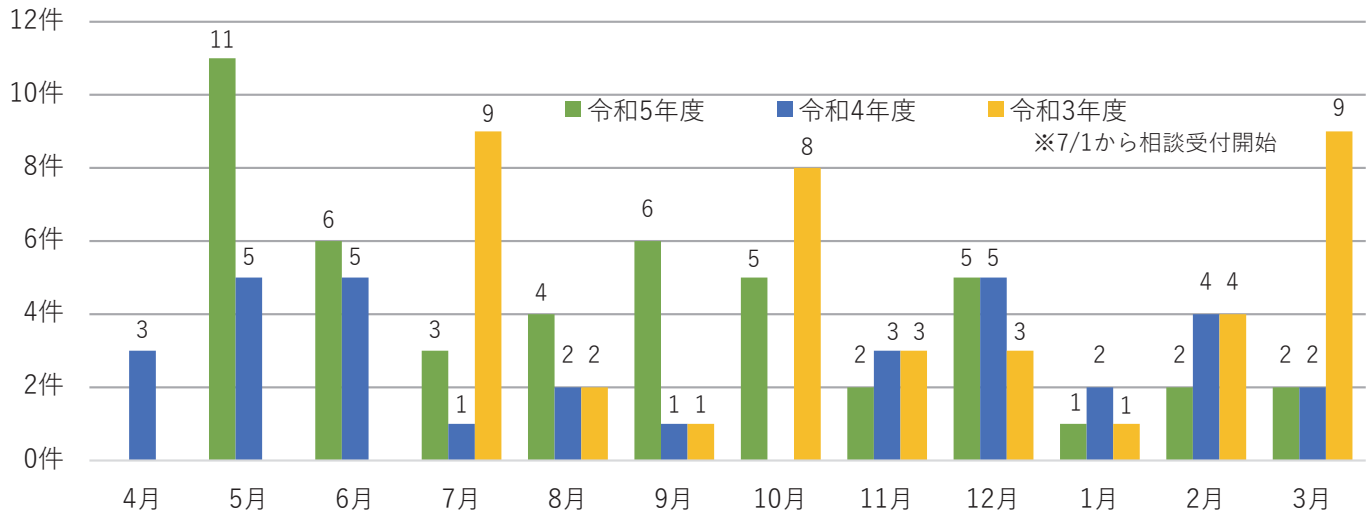

令和5年度の相談受付件数は、合計47件でした。（令和4年度33件・令和3年度40件）
月別にみると、年度初めの4月～6月に比較的多く相談が来ています。

グラフ２　どんな方法で相談を受けた？

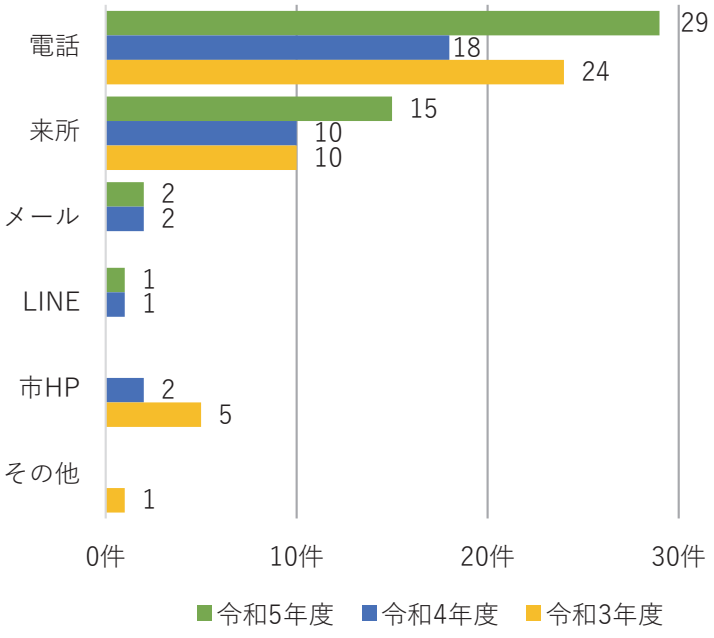

電話での受付が29件（62%）と最も多く、直接来所が15件（32%）、メールが2件（4%）、LINEは1件（2%）でした。

グラフ３　子どもの年代は？

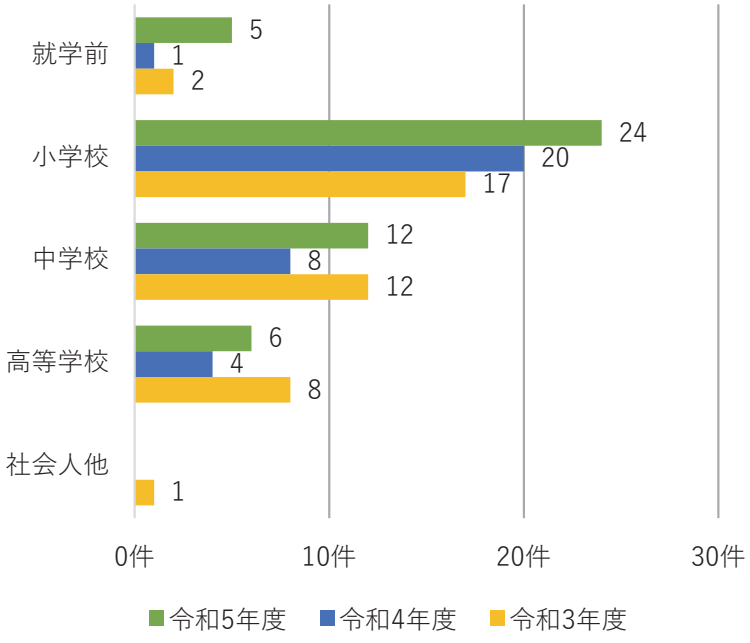

相談対象の子どもの年代は、小学生が24件で昨年度同様に最も多く、中学生が12件、高校生が6件と続きます。

グラフ4　どんな相談内容が多い？

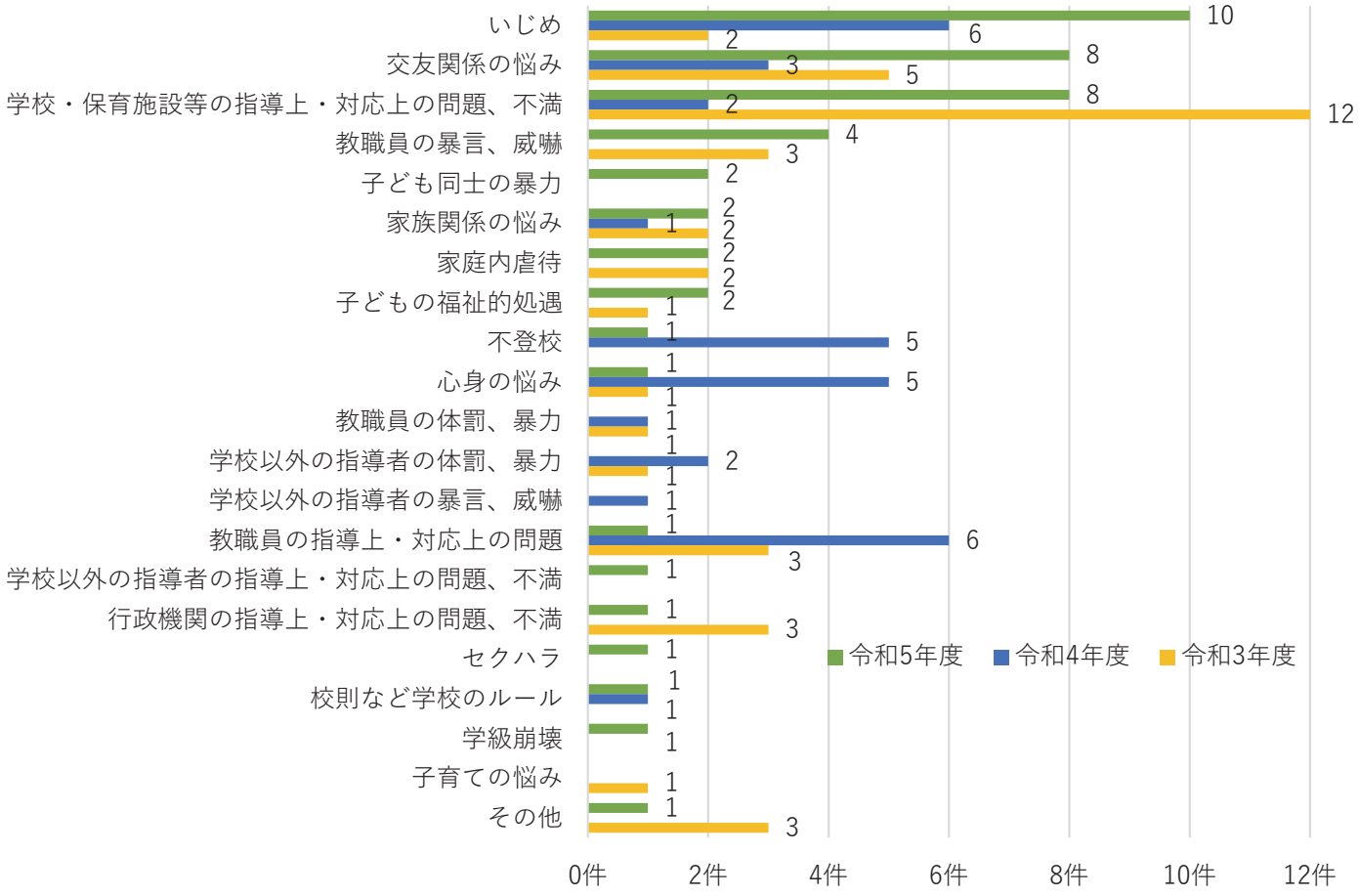

最も件数の多かった内容は、「いじめ」が10件で、「交友関係の悩み」「学校・保育施設等の指導上・対応上の問題、不満」が各8件と続きます。

グラフ5　どんな関係の人からの相談が多い？

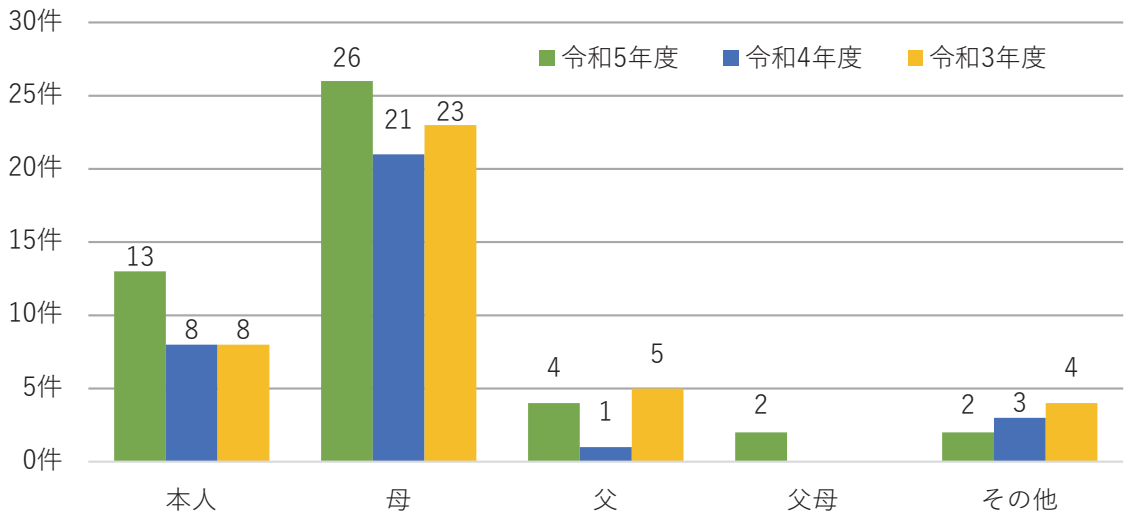

「母親」からの相談が26件と昨年度同様に最も多く、次に「本人」が13件となりました。
※「その他」は祖父母や支援者など

5　令和５年度活動実績

委員会活動日記など

活動報告会の開催

令和5年度 活動報告会

日　　時　令和5年11月18日(土)　午後1時30分～3時30分

テ ー マ　「子ども参画のインクルーシブ教育を考える」

参加者数　30名

子どもアドボカシー研究の第一人者である熊本学園大学教授の堀正嗣氏の基調講演の後、豊中市立南桜塚小学校校長の橋本直樹氏もパネリストに加わり、校内で障害のある子どもと共に学ぶ様子をお話しされるなど、有意義で熱意あふれるパネルディスカッションとなりました。

言うてええねん会議の開催

第1回 言うてええねん会議

日　　時　令和6年2月10日(土)　午後1時30分～2時30分

テ ー マ　「こんな学校だったらいいな ～学校のルールってなんだろう～ 」

参加者数　21名

ふだん思っていること、伝えたいことを子どもたち自身で大人たちに発表するイベントを開催しました。にぎやかな雰囲気の中、参加者のみなさんと意見交換する中で、「またやりたい！」との声をいただき、大変好評でした。

※「言うてええねん会議」について
委員会として年に1度、1年間の活動実績を報告する「活動報告会」を実施してきましたが、その内容が子どもにとっては難しいため「子ども向けの活動報告会」を実施しようということになり、子どもの権利についての子どもたち向けの周知啓発活動として、また、子どもアドボカシー活動（子どもの声をしっかり聴き、子どもの意見表明を支援する活動）の1つとして「言うてええねん会議」を実施することとなったものです。

みんなのサマーセミナーに参加

みんなのサマーセミナー2023

日　　時　令和5年8月5日(土)　午前10時00分～10時50分

テ ー マ 「言うてええねん！」

参加者数　17名

吉池副委員長が、サマセミの講師として尼崎市立尼崎高等学校の教室で講義を行いました。「ヤバいピンチに、子どもの切り札になり秘密を守る、役所でもない、独立した委員会」のお話。大変盛況な雰囲気の中、終えることができました。

※「みんなのサマーセミナー」について
「誰でもセンセイ、誰でもセイト」が合言葉の夏の学びの祭典。大人も子どもも関係なく、まちの人が自分の好きなことや得意な分野でセンセイになり、誰でもその授業を受けることができます。

その他　広報・研修

令和5年　6月22日	なないろ保育園
24日	なないろ保育園
7月13日	水堂小学校育友会（市政出前講座）
8月21日	大庄中学校（市政出前講座）
11月12日	オレンジリボンフェスタ（尼崎市社会福祉協議会）
18日	尼崎市スポーツ少年団
12月　1日	薬物教室（疾病対策課）園和北小学校6年生
13日	いくしあプロジェクト
20日	いくしあ講演会
令和6年　1月18日	小園中学校　教職員体罰防止研修会
19日	常陽中学校　校則見直し職員研修会
25日	法人保育園連携合併検討委員会
2月　1日	社会教育課人権啓発推進委員会（市政出前講座）
8日	薬物教室（疾病対策課）小園小学校6年生
14日	大庄北中学校　校則見直し職員研修会

勧告・提言

令和3年度の開設から令和5年度末までに勧告1件、提言3件を行いました。
令和5年度の保育所の入所決定手続に関する提言では、保育所の入所判定において、「加配の要否」を判断材料として用いないことなどを提案しました。

★保育所の入所決定手続に関する提言

6 令和5年度 相談事例

※令和5年度中に、当委員会に寄せられた相談をもとに
個人が特定できないよう一部修正を加えています。

事例1

事案内容

Aさんは4歳。発語が遅く、育ちに心配があったので、個別療育を受けながら、集団保育を行う児童発達支援事業所に通っていました。集団の中で、周囲の子どもや先生たちとのかかわりを通してAさんが成長していく姿を見て、Aさんのお母さんは公立幼稚園の加配枠での入園を希望して、園との話し合いを進めてきました。しかし、教育委員会の就園検討会議では、個別対応ができる専門の療育機関がふさわしいという意見が出されました。Aさんの就園について悩んだお母さんが、Aさんが通う児童発達支援事業所の職員と共に、権利擁護委員会に来所しました。

対　応

相談室にやってきたAさんは、初めての場所に臆することもなく元気いっぱいでした。支援事業所からAさんの日ごろの様子を教えてもらい、お母さんからは、「Aの教育を受ける権利として、子ども同士で学べる環境を保障して欲しいのです」という願いを聞きました。

ちょうど尼崎市では、市立幼稚園のあり方を検討し、就学前教育ビジョンの素案をまとめている時期でした。入園は各園ごとの判断ではなく、市全体で統一された公平な制度の構築に取り組んでいるところで、「インクルーシブ教育」は大事な柱となっていました。保護者と関係機関が協力してAさんの進路を考えるために、権利擁護委員会は調整役で入ることにしました。教育委員会との話し合いの場では、就園決定の新しい仕組みの構築においては、子どもの人権の視点から考えて欲しいと意見を述べました。

また、ビジョン素案のパブリックコメントには、子どもの権利条約に基づき、「子ども又は子どもを養育するものの意見が適切に反映される仕組みが含まれている必要がある」等の意見を出しました。教育委員会はこの意見を参考として、就園検討会議は決定機関ではないことをビジョン案に明記し、一人ひとりの子どもの状況を勘案して判断していくこと、保護者への丁寧な説明によって理解を求めるという考えを示しました。

さらに教育委員会はAさんが希望する幼稚園での体験保育を用意し、発達検査や児童発達支援事業所のヒアリングも実施して、具体的にAさんの特性を見て検討しました。権利擁護委員会も、専門委員が幼稚園に赴いて、園長先生ら関係者との意見交換を重ねました。

結　果

令和6年2月に策定された「尼崎市就学前教育ビジョン」には、障害者権利条約の趣旨等を踏まえてインクルーシブ教育を推進することが明記されました。4月、Aさんは希望する市立幼稚園に無事入園することができ、相談室に新しい園服姿を見せに来てくれました。

事例2

事案内容

Ｂさんは小学校5年生。学校で配布された権利擁護委員会のリーフレットを持って来所しました。Ｂさんの相談は学校で経験したいじめに関することでした。クラスメイトから暴言を受けて傷ついたＢさんは学校に相談しましたが、学校の対応は曖昧で、いじめの黙認に等しいとＢさんには感じられました。

「大人は子どもの話を聞き流す。ちゃんと向き合ってくれない」と訴えるＢさんの心の奥には、もう一つ、納得できない出来事がありました。それは2年前に一時保護された時の児童相談所の対応でした。なぜ措置が必要だったのかわからないままで、親と会いたいと訴えても、応答してもらえなかったと話しました。

対　応

権利擁護委員会では、2つの出来事について、Ｂさんが書いてきてくれたメモと照らし合わせながら、詳しい話を聞きました。Ｂさんが望む解決は、自分の意見を学校と児童相談所に伝えて、それぞれの機関から説明が欲しいという意見表明でした。

まず、学校に対しては、いじめを発見した時は、子どもの話を真剣に聞いて対策を考えてくれるように意見を述べようということになりました。校内でＢさんの相談にのってくれていたSSWの協力を得て、学校でＢさんの意見表明の場を設け、Ｂさんは先生たちに直接、思いを伝えました。それに対し、先生たちは学校の指導の方法や今後の取り組みについて説明してくれました。

また、児童相談所は当時の記録を確認して、一時保護の理由と経過について、正確にＢさんに説明してくれました。Ｂさんが生きてきた“家族の物語”は、行政の措置によってつながらない部分が出来てしまっていましたが、児童相談所の説明を聞き、空白の部分を埋めることができて、Ｂさんなりの理解をすることができました。

二つの訴えの場面には、権利擁護委員会が同席して、Ｂさんと一緒に話を聞きました。

結　果

Ｂさんは今、中学生になりました。権利擁護委員会の行事にも参加して、意見を述べてくれます。アマブラリに来た時は、お父さんと一緒に相談室に立ち寄って、明るい顔で学校生活の様子を話してくれます。

言うてええねん！

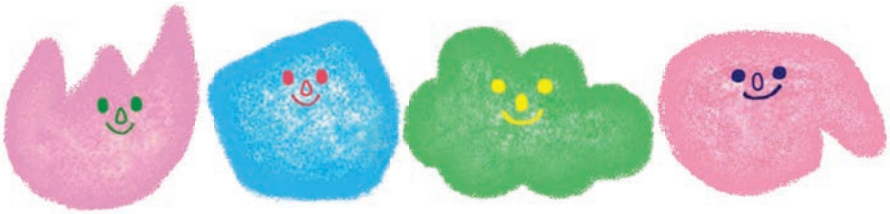

7　みなさんへ伝えたいこと

委員長　曽我　智史

令和5年度は、いろいろな関係調整活動にたずさわったように思います。学校ほか関係機関とのやりとりも多く、その分、子どもたちから話を聴く機会も多かったです。当然ですが、子どもたちは、一人ひとり考え方や感じ方が異なっており、それを知ることで、自分がどのようなサポートができるかと自問自答することが多いです。

事例で紹介したケースですが、障がいの有無によって、現実に関係機関の対応が異なりました。それがやむを得ないのではないかという大人側の事情に直面しつつも、私たちが目指すものは何かという原点に立ち戻り、調整活動に入りました。私自身が「制度側の事情」が分からないではなかったため、何をどこまで言うべきか迷いはありました。しかし、「制度側の事情」は、すなわち、社会側が作った障害であると捉えることができますし、その事実上の不利を子どもが負うのは不合理であると思いました。また、ある子どもに障がいがあるとしてレッテルを貼っているのは、私たち大人なのだということを実感するケースでもありました。私の強い言い方により、その関係機関を困らせてしまったように思います。しかし、最終的には、その関係機関は、子ども中心に考えてくださり、他の子どもと同様の教育機会を提供することに助力をしてくださいました。その関係機関には感謝の言葉しかありません。

「子どもの最善の利益」という言葉がありますが、この言葉は、「一人ひとりの子どもにとって最も良いことは何か」という個別性を前提にしたものです。上記ケースは、この言葉の意味も考えさせられました。この言葉がなければ、子ども支援に携わる人たちの間での共通基盤が得られないと思う一方で、この言葉だけでは、子ども支援の方向性は決まらないということも実感しました。

子ども一人ひとりの気持ちや声を確かめながら、また、その子どもにとって最も良いことは何かということを悩み考えながら、私たちの活動は続きます。

副委員長　吉池　毅志

この一年も、たくさんの声が、わたしたちおとなに届きました。「思ったこと」を、「言葉」にして、「誰かに話す」って、とても難しいですね。「思ったこと」は、自分の間違いじゃないか、自分が悪いんじゃないか、最初に自分を反対するのは、自分自身です。自分の壁を乗り越えるのも大変です。自分の壁を越えたら、こんどは、「言葉」にすることが壁になります。

悲しかったことが言葉にならないし、悔しかったことが言葉にならず、声にならなくて涙になったりもする。でも、おとなだって、言葉にできなかったりします。だから、歌詞にしてくれた好きな歌手の言葉を、自分の言葉のように歌ったりします。18歳の人にとっても、言葉にすることは難しいし、13歳の人にはもっと難しい。8歳の人にはもっともっと難しいし、3歳の人にはもっともっともっと難しい。だから、言葉にならなくても、言葉にしなくても、いいんです。

言葉を探す時間、わたしたちも同じ時間の中に入ります。わたしたちは、声を探すおとなです。よければ一緒に。「誰かに話す」には、たくさんの壁があります。話す前に、その人を見つめます。聞いてくれない人ではないこと、聴いてほったらかしにしない人であること、勝手に決めつける人でないこと、勝手にほかのおとなに話す人ではないこと、待ってくれない人ではないこと、全てわかってると思いこまない人であること、話した気持ちをわかろうとしてくれる人であること。期待、不安、期待、不安が、繰り返され、期待が勝ったときに、はじめて話せます。期待外れになったときは、「期待外れだ」と言われたことをわたしたちは宿題にします。

こどもと親の思うことが違ったら、こどもが思うことを大事にします。そして、親が思うことや心配もちゃんと聞いて、考えます。

子どものための権利擁護委員会が、もっとこどものために役立つように、たくさんの声が集まることを願っています。ぜひ、声を聴かせてください。

委員　古川　知子

2024年4月に着任しました。スタッフの皆さんと連携しながら、子どもたちの「しんどさ」に向き合っていきたいと思います。

私は、元々高校の教員です。幼少期から、幼稚園児のときは幼稚園の先生、小学生では小学校の先生、中学生では中学校の国語の先生にずっと憧れていました。にもかかわらず、高校に入ってからは、「高校の先生になるのは、絶対やめよう」と決心しました。・・・・しかし、その後、紆余曲折を経て、高校の教員になりました。

当時、新任教員として、様々な課題を抱える高校生と関わる中で、子ども理解は最大の関心事でした。特に、暴力や暴言等の問題行動でSOSのサインを示す子どもたちへの対応に常に悩んでいました。

そんな中、夏季休業中に研修で学んだ「カウンセリングマインド」に関する知識や技術を、2学期から活かしたいと意気込んだにもかかわらず、せっかくの子どもからのSOSに適切に対応できませんでした。そのときの「悔い」は、今でも「自分への戒め」であり、「自分がやりたい活動の原動力」になっています。

当時の私は、圧倒的に「生徒指導力」が足りなかったのですが、教員にとって必要な資質は、毅然とした「生徒指導のチカラ」と、きめ細かく「子どもを理解し支援するチカラ」の両方のバランスだと思います。

現在、大学では、教員をめざす学生たちに関わる仕事をしています。学生たちが将来、子どもに関わる「先生」や「指導者」になることを想定して、彼らが出会い、向き合うかもしれない様々な子どもたちを守り切ってほしいと願い、学生指導や支援に携わっています。

子どもは誕生し、養育者と出会い、さらに他者との関係性の中で、成長・発達していきます。そんな中で「しんどい」「嫌や」という感情を抱いてもいいということ、そんな感情を誰かに話してもいいということを、この活動の中で子どもたちに伝えていけたらいいと思っています。

専門委員　幾田　喜憲

私が「子どものための権利擁護員会」に関わり子どもたちの悩みや成長の様子を見ていく中でいつも思うことがあります。『大人が思うより子どもたちは自分で物事を考え行動する力を持っている』ということです。

「言うてええねん会議」や生徒たちによる校則についての話し合いの場面など見るにつけ、自分の意見を発信し判断する力を持っていると思わせる姿がそこにありました。自分の意見や考え方を根拠に「こんな学校を作りたい」「こんな勉強がしたい」「〇〇するとこのような困難点があるのでこういう校則にすればよい」「このことは集団生活の中で必要だからこうしよう」など、根拠と方向性を示し考え方を述べる、はつらつとした姿がよく見受けられました。考え、発信し理解しようとする。意見の食い違いを埋めてみようとする。目標に向かって一歩階段を上がろうと踏み出す。こんな小さな一歩が子どもたちを豊かにしていることが感じられ、私自身も嬉しくなりました。このような体験を子どもたちに積み重ねていってほしいと強く思います。そして、できることなら、次のステップでは同世代だけでなく年齢世代の異なった間でも話し合いに共感しあう経験をしていけたら素晴らしいです。それは長い人生の道のりの確かな力となると思います。

多くの経験から自ら考え行動するエネルギーが育っていく。喜怒哀楽を多く体験し、感受性豊かに成長する子どもたちは情報を活用し次のステップへ歩んでいくでしょう。

子どもたちに尋ねてみましょう「どうしたいの？」「やってみようよ」
「〇〇だからこうしたい」という子どもたち自身の言葉で語ってくれるでしょう。その言葉がでてくるのを楽しみに、私たちは根気強く待ちたいと思います。

相談員　内田　扶喜子

子どものための権利擁護委員会も３年を経過して、少しずつ子どもたちの間に浸透し、電話やLINEが増えてきました。電話の向こうの声に気持ちを集中しながら、「ことばが届く」「ことばを受けとめる」ことの意味を繰り返し考えます。願わくば、電話の向こうの誰かに、「届いた」「受けとめてもらえた」と感じてもらって、場合によっては、会えたらいいなと思います。

悩みや傷つきを話す相手は誰でもいいわけではないので、うちの委員会につながって来てくれたことを大事にしたいと思います。「聴くことの力」を信じつつ、ことばにならないところ、沈黙も受けとめていけたらと思う日々です。

相談員　佐々木　裕子

子どもの権利条約第３条に「子どもにとってもっともよいこと（子どもの最善の利益）」があります。

相談員をはじめた頃、先輩から、子どもにとって一番いいことを大人が考えてはいけない、大人が思う子どもにとって一番いいことではなく、子どもの意見を聞く中で、その子にとっての一番良いことを一緒に考えることが相談員の役割、そのことを忘れてはいけないと教わりました。

子どもたちが本当に伝えたい気持ち「わたしはこれが一番なんだ」、その声を引き出せるつながりを大切にしたいと心がけています。

みなさんの声を聞かせてください。

相談員　西村　恵子

「子どもの権利条約」が日本で最終的に検討され、承認を与えられてから、今年で30年になりました。

その間、子どもの権利が守られるよう、国や社会だけでなく、先生や保護者など、子どもに関わるおとなたちがずっと取り組んできました。

私たち相談員も子どもの権利を守る「義務の担い手」のひとりとしてささやかながら関わっていますが、「子どもの意見の尊重」については、まだ不十分ではないかと考えさせられることがあります。

子どもが自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができるように、おとなはその意見を子どもの年齢だけでなく心身の発達に応じた配慮をしながら、子どもを尊重しつつ相談に努めていくことが必要だと日々の活動の中で感じています。

子どもたちが安心して日々を過ごしながら、健やかに成長し、その可能性や能力を十分に伸ばすことのできるよう、一助を担えるように努力していきたいと考えています。

カード

（表面）

（裏面）

リーフレット

（表面）

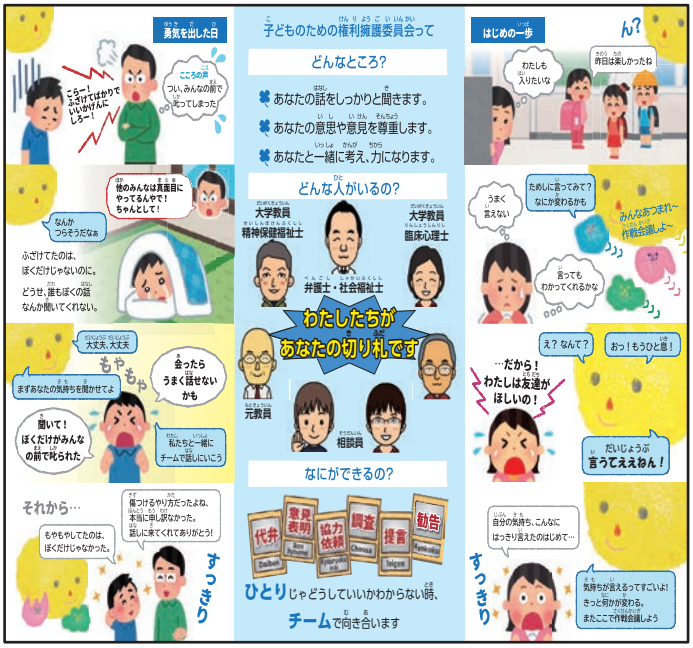

（中面）

配布先

小学校（公立41・私立1）、中学校（公立18・私立2）、高等学校（公立11・私立2）
特別支援学校、幼稚園、保育施設、関係機関、市民利用施設　など

困ったときのあなたの切り札

いやなことをされた、暴力をうけた、大切な人と離ればなれにされたなど、権利が傷つけられたと感じたとき、すぐに連絡してね。

尼崎市内に在住・在勤・市内の学校などの子ども施設に在籍するおおむね18歳までの子どもが対象です。(※保護者等からの相談も受け付けます。相談は無料です。)

■ 電 話　0120−968−622(※無料でかけられます。)

■ メール　ama-kenriyogo@city.amagasaki.hyogo.jp

■ LINE　友達登録してね。

■ ホームページ（専用フォーム）

■ 直接窓口

所 在 地:〒661-0974
尼崎市若王寺2-18-5 あまがさき・ひと咲きプラザ内
アマブラリ2階
アクセス:徒歩…阪急園田駅から約15分、JR塚口駅から約20分
阪神バス(尼崎市内線11番)…阪急園田駅(南)から百合学院下車
JR尼崎駅（北)から百合学院下車

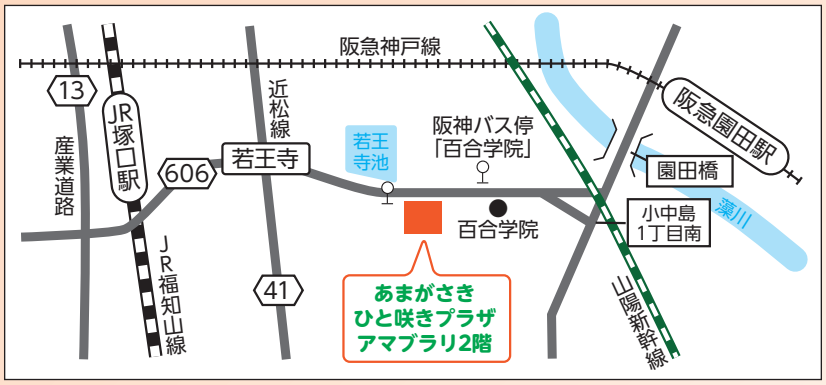

※1　電話と直接窓口の受付時間は、月～土曜日(祝日を除く)
午前10時から午後6時までです。
※2　メール、LINE、専用フォームは24時間受け付けていますが、
回答や対応は、翌日以降になる場合があります。

発行:尼崎市子どものための権利擁護委員会

尼崎市こども青少年局　こども青少年部　こどもの人権擁護担当
電話:06-6409-4723　FAX:06-6409-4715